



# 第3次吹田市地域福祉計画目次

## 第1章 第3次地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	2
2 地域福祉計画の背景	3
3 地域福祉計画とは	4
4 計画策定における基本的な考え方	8
5 計画推進における基本的な視点	9
6 計画期間	10
7 市民参加による計画策定までの取組	10

## 第2章 吹田市の地域福祉の現状と課題

1 まちの成り立ちと特色ある地域	14
2 統計データにみる本市の状況	15
3 本市における地域活動の状況	22
4 地域福祉市民フォーラムにより明らかになったこと	28
5 地域福祉に関する実態調査により明らかになったこと	31
6 第2次吹田市地域福祉計画の主な取組状況	54
7 第3次計画に向けての地域福祉の課題整理	57

## 第3章 地域福祉計画の基本方向

1 計画の基本理念及び目標	62
2 地域福祉推進の要素と役割分担の考え方	63
3 計画の施策体系	68

## 第4章 重点施策

1 お互いの顔の見える関係づくり ～地域住民間の交流の促進～	74
2 地域福祉にふれられる学習機会の充実 ～人権意識、福祉意識の向上～	76
3 福祉活動の担い手づくり ～地域福祉活動への参加の促進～	78
4 災害に備える支え合いの仕組みづくり ～災害時要援護者への支援～	80
5 意思が尊重され自分らしく暮らすために ～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～	81



## 第5章 基本的な施策

施策の柱1	公民協働による地域福祉活動の推進	84
施策の柱2	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	88
施策の柱3	地域福祉活動推進の基盤整備	93
施策の柱4	福祉・保健・医療制度の充実	100
施策の柱5	地域福祉に関連する施策の推進	109

## 第6章 地域福祉計画の推進に向けて

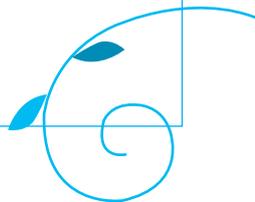
..... 114

## 巻末資料

.....

吹田市地域福祉計画推進委員会委員名簿、同策定部会員名簿	.....
吹田市地域福祉計画庁内推進委員会を構成する部室課	.....
吹田市地域福祉計画推進委員会設置規則	.....
吹田市地域福祉計画推進委員会開催状況	.....
吹田市地域福祉計画推進委員会策定部会開催状況	.....
吹田市地域福祉計画庁内推進委員会開催状況	.....
吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例	.....
用語集	.....
コミュニティ施設一覧地図	.....
児童福祉施設等一覧地図	.....
障がいのある人の施設一覧地図	.....
高齢者福祉施設等一覧地図	.....

※組織名については平成28年（2016年）4月1日からの組織名で表示しています。



## コラム目次

すいこれカフェ ～吹田のこれからを考える意見交流会～	.....
ふれあい昼食会へのPTA等の参画	.....
自治会への加入促進に向けて ～自治会活動の紹介～	.....
住宅の集会所など、小さな単位での学習会	.....
社会福祉協議会やボランティア連絡会が行う小中学生を対象とした福祉教育	.....
子育てサロン ～担い手づくりの場として～	.....
大学生等の参加 ～夢のファミリーフェスタ～	.....
災害時要援護者への支援について	.....
Wリボンプロジェクト	.....
民生・児童委員のやりがい	.....
福祉施設における気軽に立ち寄れる場所づくり ～いのこカフェタイムの取組～	.....
地域は地域で守る！ ～自主防災組織～	.....
災害ボランティアセンター	.....
大阪しあわせネットワーク ～生活困窮者レスキュー事業～	.....
安心サポート収集	.....
コミュニティソーシャルワーカーの活動状況や役割	.....
吹田市ボランティア連絡会	.....
市民公益活動支援拠点施設 市民公益活動センター（愛称ラコルタ）	.....

## 第1章

# 第3次地域福祉計画の 策定にあたって



## 第1章 第3次地域福祉計画の策定にあたって

### 1 地域福祉とは

多くの市民は、住み慣れた地域で、安心・安全に自立した生活を送りたいと願っています。

人々の暮らしを支える社会福祉制度は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの分野ごとに特定の対象者に向けて整備されてきました。分野ごとの制度が充実・発展する一方で、近年では暮らしの問題が多岐にわたるとともに複雑化してきており、対象者ごとの行政施策を中心とした社会福祉の枠組だけでは解決が困難となっています。

「地域福祉」とは、暮らしの様々な問題や課題を、日常生活の場である「地域」において、住民が主体となって、行政や関係機関などと連携・協働して解決や改善に向けて取り組んでいこうとするものです。そして、誰もが「住み慣れた地域でいきいきと、健康で安心・安全に暮らし続けること」ができるような共助社会（人と人が支えあう社会）の構築を目指すものです。

## 2 地域福祉計画の背景

かつて我が国では、近所同士の付き合いがどの地域でも見られ、助け合いや支え合いの精神（相互扶助）により人々の暮らしは支えられてきました。戦後、日本国憲法に「社会保障」という言葉が用いられたことを契機に、権利としての福祉政策が人々に根付いていきました。同時に戦後の高度経済成長期の中で人口増加とその都市部への集中、農業から工業への産業構造の大転換などにより、地域のつながりが希薄になりました。

国民の生活水準が向上するのに伴い、公的な制度が整備される反面、生活様式の多様化により日頃の近所付き合いを敬遠するような意識も芽生え、地域での助け合いや支え合いで取り除かれていた生活上の課題が深刻化する傾向が見られるようになってきました。

少子高齢化の進行や単身世帯、小規模世帯の増加、経済状況の悪化などを背景に、暮らしの不安やストレスが増大し、孤独死、虐待、引きこもり、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ホームレス、ごみ屋敷など様々な社会問題が浮き彫りになってきています。近年、経験した大きな災害時などでは、地域のつながりが不可欠であることも指摘され、その大切さが改めて見直されています。

平成37年（2025年）には、団塊の世代が全て75歳以上となります。今後、一層の高齢化と人口減少の進行、生産年齢人口の減少など、これまでに経験したことのない経済状況や人口構造が迫っています。社会的弱者といった画一的な考え方ではなく、その時々の状況によりお互いが支えられたり、支えたりという関係が今以上に求められます。

公的なサービスだけでは解決できない複合的な課題や制度の狭間にある課題、家族や地域コミュニティの希薄化により深刻化する様々な課題に対応するには、地域住民一人ひとりが、それらの社会問題の解消に地域ぐるみで取り組み、地域全体で支える力を改めて構築していくことが必要となっています。

特別なことではなく、日頃の近所付き合いや顔の見える関係づくりの中に豊かな地域社会は作られます。



## 3 地域福祉計画とは

### (1) 地域福祉計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法の第 107 条に規定されている市の行政計画であり、社会福祉法第 4 条に規定された地域福祉の推進を目的として策定する計画です。

社会福祉法第 107 条の規定では、地域福祉計画に、次の 3 項目を盛り込むこととされています。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項  
(サービスの利用促進)
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項  
(サービスの基盤整備)
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項  
(地域福祉活動への住民参加の促進)

本市では、平成 23 年（2011 年）に制定した「吹田市民の暮らしと健康を支える基本条例」に基づき計画の策定及び施策の推進を図っています。

近年、大規模災害発生時の教訓などを受け、地域における要援護者に関する情報の把握・共有及び安否確認方法などについてや、生活困窮者自立支援法の施行に合わせた生活困窮者への支援についても盛り込むこととされています。

また、大阪府では、社会福祉法第 108 条の規定に基づき、地域福祉支援計画を策定しています。この計画は、府と市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互連携の関係を構築し、市町村が取り組む地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めるものです。

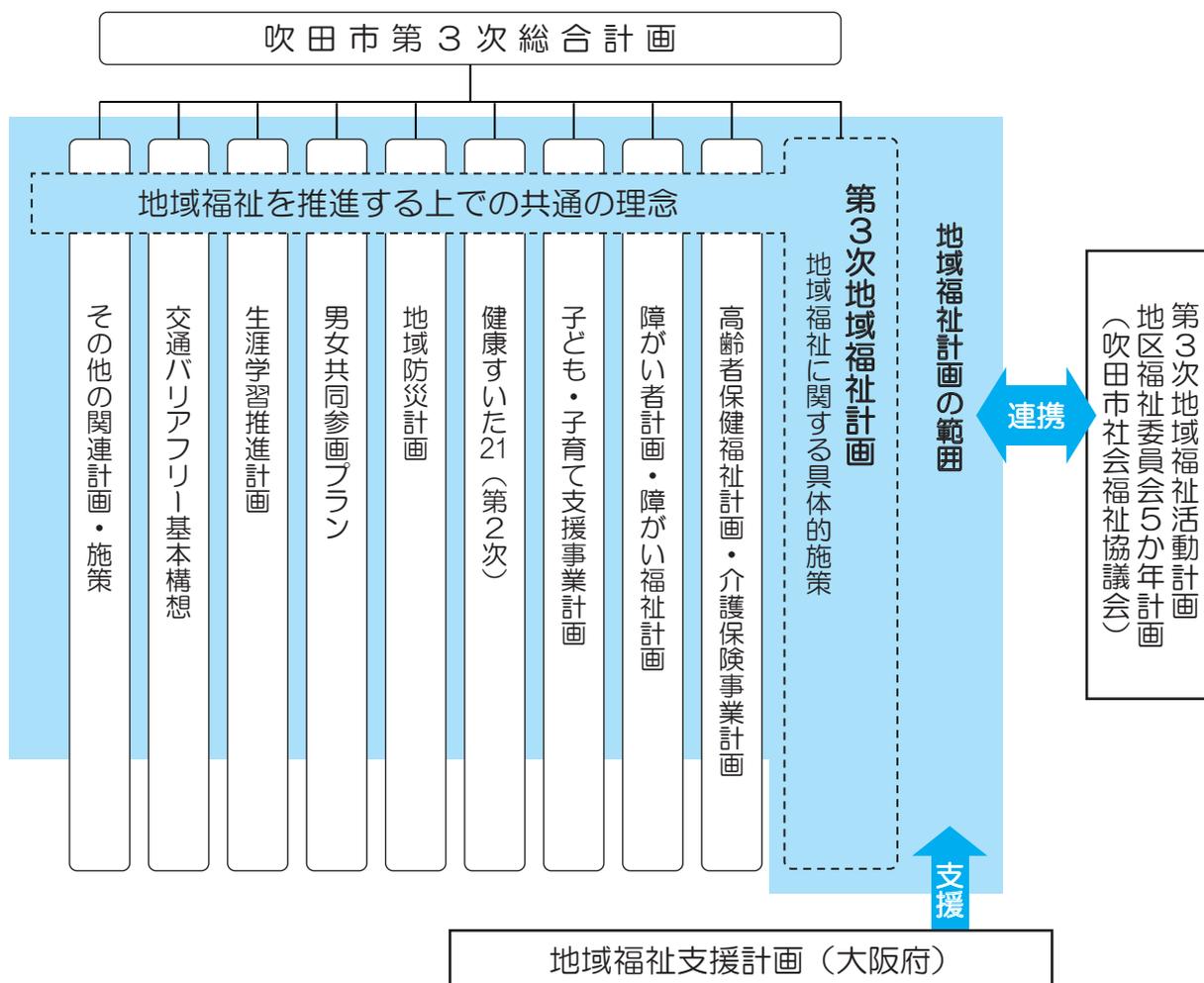
## (2) 地域福祉計画と各個別計画の関係

地域福祉計画は、吹田市第3次総合計画において示している将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市（まち）すいた」の実現に向けて、福祉の観点から補完・具体化していくものであり、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものです。

対象者や分野にとらわれず、福祉の観点から人々の生活支援を考えていくための総合的な基本計画ともいうべき性格を有しています。

本計画の位置づけは、第3次総合計画を上位計画とし、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康すいた21、そして、地域防災計画、男女共同参画プラン、生涯学習推進計画、交通バリアフリー基本構想などの個別行政計画と密接な関係があります。そのような意味合いから、本計画には、各個別計画で提起されていることを地域福祉の視点で整理し、再度表現しています。各個別計画に基づき、それぞれの分野の具体的な施策・事業が推進されることによって、地域福祉は推進・発展するという関係になります。

図1 地域福祉計画の位置づけ



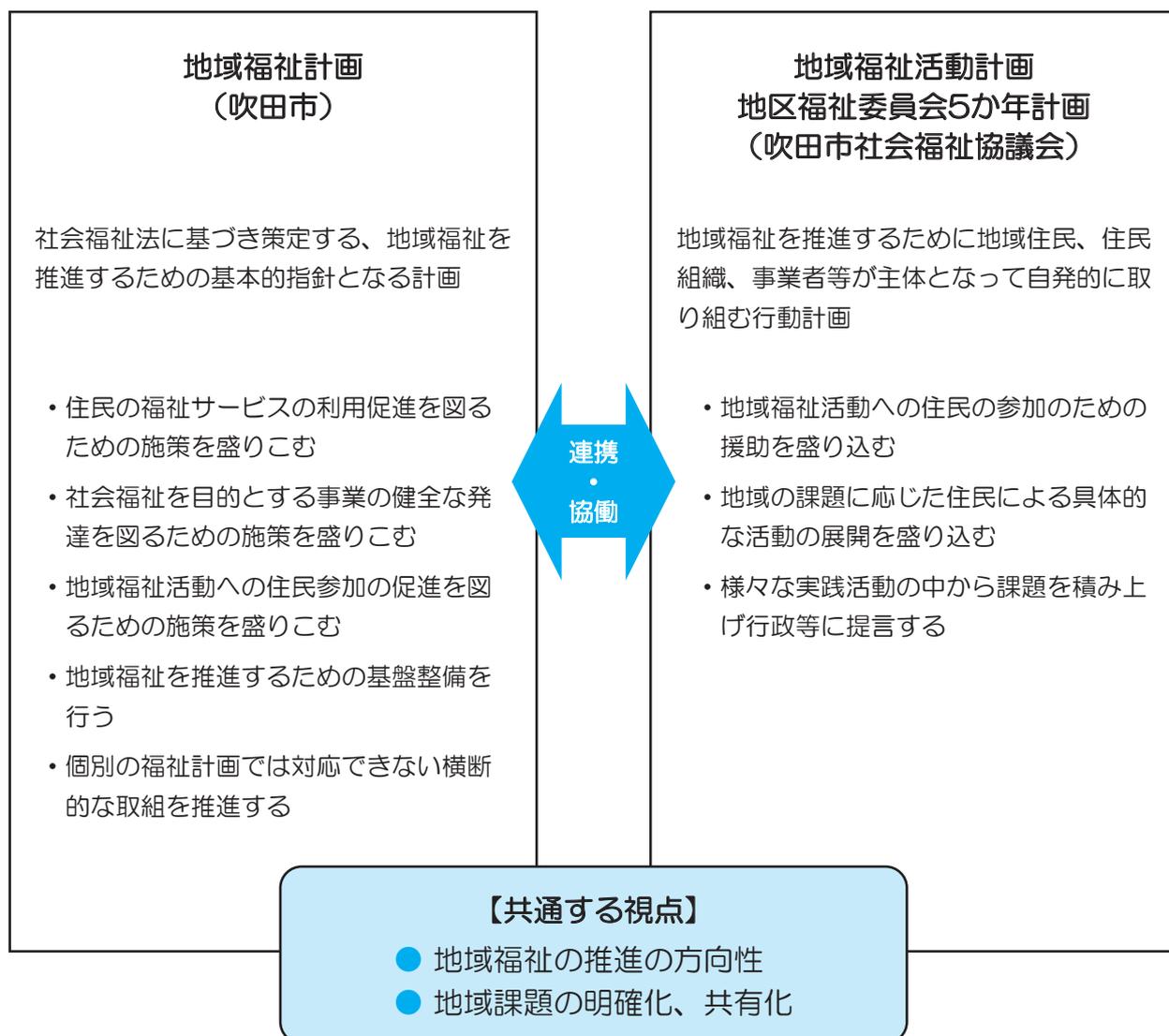
### (3) 吹田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

行政計画である「地域福祉計画」と連携・協働する計画として、吹田市社会福祉協議会や地域住民の立場から地域福祉を推進するための「地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画」があります。

この「地域福祉活動計画」は、吹田市社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指し、地域住民やボランティア団体、NPO、福祉事業者、行政などと協働しながら地域福祉を進めていくための計画です。また、「地区福祉委員会5か年計画」は、地域住民が主体となって市内33地区福祉委員会ごとに策定した中・長期の計画です。

地域福祉の推進には、市と吹田市社会福祉協議会がそれぞれの計画に基づきながら、互いに連携・協働して取組を進めていく必要があります。

図2 地域福祉計画（吹田市）と地域福祉活動計画（吹田市社会福祉協議会）の関係



## 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会とは、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されています。

吹田市社会福祉協議会では、市内33地区に組織された地区福祉委員会を中心に小地域ネットワーク活動を進めるなど、地域の福祉活動推進の要となって活動を展開しています。

さらに、ボランティアセンターの運営や、地域ふくし協力金など活動財源の確保や、寄附金や物品を市内の福祉施設や団体等に橋渡しをする「善意銀行」の取組など、多岐にわたる活動を行っています。地域ふくし協力金は、「ふれあい昼食会」や「子育てサロン」などの地区福祉委員会活動や、福祉情報の発信、福祉教育の活動費などの地域福祉活動の推進に活かされています。



## すいこれカフェ ～吹田のこれからを考える意見交流会～

吹田市社会福祉協議会では、地域住民、関係機関・団体、行政と協働して、地域福祉の推進を図ることを目的に、5か年計画である地域福祉活動計画を第1次（平成17～21年度）、第2次（平成22～26年度）と策定し、計画に従ってさまざまな事業を展開し、地域福祉の推進に努めてきました。

今後さらに「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」の実現を目指し、総合的・計画的に今後も取り組むべき指針となる第3次地域福祉活動計画（平成27年度～平成31年度）を、地域住民や関係機関・団体、行政とともに策定するため、自由闊達に意見交換できるようワールドカフェ方式での意見交流会である「すいこれカフェ」を企画・実施しました。



### 開催目的

- ①第3次地域福祉活動計画の策定に向けて、市内で活動する様々な団体に、吹田市社会福祉協議会のことを知っていただき、ご意見をいただくことで、本活動計画の具体的な取組につなげる。
- ②それぞれの目的を持って活動している団体同士が意見交流をすることで、新たなつながりや出会い、気づきが生まれるきっかけの場とする。
- ③さまざまな地域福祉課題について知り、新たな取組を考える機会とする。

### 「すいこれカフェ」への参加状況

- 平成26年11月19日（水）亥の子谷コミュニティセンターで実施  
参加者は26団体41名
- 平成26年11月29日（土）内本町コミュニティセンターで実施  
参加者は、25団体38名



### 参加者からの意見

- 「地縁型（地区福祉委員会等）」と「志縁型（ボランティア・NPO）」との相互理解が深まった。多様な意見を聴くことができた。
- 「顔の見える関係づくり」ができた。
- 吹田のまちを盛り上げようという機運を感じ、やる気が出てきた。

等の感想・ご意見をいただきました。



## 4 計画策定における基本的な考え方

第1次、第2次吹田市地域福祉計画の基本的な考え方である次の3つを踏まえ、地域福祉の推進のため、「第3次吹田市地域福祉計画」を策定しました。

第一に、地域福祉推進のための活動への地域住民や社会福祉関係団体、事業者等の参加・参画や連携の促進、必要な情報の提供、活動を支える人材・専門職員の配置と育成の支援、交流の場・活動拠点の確保、財政支援など、地域福祉活動推進の条件整備を進める上での行政の役割を明らかにします。

第二に、市民の暮らしの課題や地域の特性に応じた社会福祉・保健、生活関連諸分野の施策・サービスの整備とその連携による、総合的・体系的な生活保障、行政の支援機能の強化を図ります。

第三に、これらを通じてコミュニティの再生と自治の発展を図るとともに、市民一人ひとりの地域での暮らしを支える仕組みづくりを進めます。



## 5 計画推進における基本的な視点

地域福祉に関わる問題を解決していくうえで、基本となる4つの視点を大切に計画の策定を進めました。

### 視点1 地域に暮らす全ての人が自らの問題として主体的に取り組む

福祉は、限られた人だけのものではありません。加齢や心身の状態、生活環境の変化で、誰もが支援の必要な状態になる可能性があるため、福祉については、一人ひとりが自身の問題としてとらえていく必要があります。地域で生活する市民一人ひとりが単に社会福祉施策の対象としてではなく、自ら地域の福祉の在り方を考え、携わり、福祉サービスの提供や活動に主体的に参加し、必要な場合には、行政と協働して社会福祉制度の改善を求めるといったように、市民が住民自治を発揮していくことが重要になります。

### 視点2 誰もが自立してともに暮らしていける社会を目指す

…人権尊重、ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョン

お互いの人権を尊重し合う社会、ハンディキャップがある人もごく普通に生活を営むことができる社会、全ての人々を社会の構成員として包み、支え合い、市民の誰もが自立してともに暮らしていけるような社会を目指します。

### 視点3 「公」と「民」の役割を明確にして協働で取り組む

地域の問題解決には「公」(行政)の施策だけでは不十分であり、地域住民をはじめ、社会福祉関係団体・事業者・ボランティア・NPO(民間非営利組織)等の「民」との協働、つまり、「公」「民」の役割分担と「公」「民」協働の考え方に基づく取組が欠かせません。

### 視点4 暮らしの場である地域に着目し総合的・体系的に対応していく

社会福祉制度にとどまらず、保健・医療、社会教育(生涯学習)、住宅、生活環境、雇用、就労、防災など生活関連領域を含む総合的・体系的な生活保障を暮らしの場である地域に着目して展開していきます。

## 6 計画期間

第3次地域福祉計画の期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5か年です。進行管理と必要に応じた見直しを行います。

平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
第1次計画		第2次計画					第3次計画					

## 7 市民参加による計画策定までの取組

### (1) 策定体制

計画策定にあたり、市は、学識経験者や市民等で構成される「吹田市地域福祉計画推進委員会」に対し計画策定の諮問を行いました。

同委員会に市民委員を中心とした策定部会を設置し、実態調査の分析や計画素案作成について検討を進めました。

策定部会の検討をもとに、吹田市地域福祉計画推進委員会では、様々な作業、論がなされ、取りまとめられた計画案の答申を受けました。

### (2) 「吹田市民の地域福祉に関する実態調査」の実施について

市民の暮らしの課題や地域福祉活動の現状等を把握するため、平成26年(2014年)11月に実態調査を行いました。調査の主な内容は第2章5 地域福祉に関する実態調査により明らかになったこと(31ページ)に記載しています。

### (3) 市民評価の実施

市民の目線から第2次吹田市地域福祉計画の目標がどの程度達成されているか確認するため市民評価を実施しました。評価内容を「第2次吹田市地域福祉計画に関わる事業の市民評価について」としてまとめました。

年度	市民評価実施者
平成25年度 (2013年度)	吹田市地域福祉計画推進委員会委員 8名 吹田市民生・児童委員協議会地区委員長及び主任児童委員連絡会代表 22名 地区福祉委員会委員長（委員長が指名した者を含む） 32名

### (4) 地域福祉市民フォーラムの実施

市民の福祉意識の醸成を図ることを目的に、例年地域福祉市民フォーラムを実施しています。

年度	実施内容	参加者数
平成23年度 (2011年度)	開催日：平成23年(2011年)7月24日(日) <b>基調講演</b> 「ご紹介します 第2次吹田市地域福祉計画」 <b>シンポジウム</b> 「すいた発～地域の担い手づくり～」	108人
平成24年度 (2012年度)	開催日：平成25年(2013年)2月17日(日) <b>基調講演</b> 「社会的孤立の原因と対策」 <b>シンポジウム</b> 「孤立を見逃さない街、すいたを目指して」	121人
平成25年度 (2013年度)	開催日：平成25年(2013年)11月17日(日) <b>基調報告</b> 「第2次吹田市地域福祉計画の歩みとこれから」 <b>ワークショップ</b> (1)災害に強い地域づくり (2)孤立をさせないコミュニティづくり (3)みんなで支えるのびのび子育て	76人

年度	実施内容	参加者数
平成26年度 (2014年度)	開催日：平成27年(2015年)2月7日(土) <b>基調講演</b> 「認知症になっても住み慣れた地域で」 <b>シンポジウム</b> 「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり in すいた」	122人
平成27年度 (2015年度)	開催日：平成27年(2015年)12月19日(土) <b>シンポジウム</b> 「災害時要援護者への支援」～地域での取組について～	133人

※平成25年度に実施したワークショップで出た意見については、26ページで紹介しています。

### (5) パブリックコメントの実施

「第3次地域福祉計画案」への意見を募るため、平成27年(2015年)12月22日から平成28年(2016年)1月21日までパブリックコメントを実施しました。ホームページの掲載や市内公共施設に計画案を配付するなどして、市民等の意見を募集しました。